

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第15回）

日時 平成29年11月28日（火）14：00～15：49

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

出席者：

<委員>

横山委員長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、
曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野電源開発株式会社執行役員・経営企画部長

國松日本卸電力取引所企画業務部長

斉藤イーレックス株式会社執行役員・経営企画部長

佐藤電力広域的運営推進機関理事

佐藤東京ガス株式会社電力本部電力トレーディング部長

新川電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長

竹廣株式会社エネット経営企画部長

内藤関西電力株式会社執行役員・総合エネルギー企画室長

鍋田中部電力株式会社執行役員・グループ経営戦略本部部長

柳生田昭和シェル石油株式会社執行役員・電力需給部長

山田東北電力株式会社電力ネットワーク本部電力システム部技術担当部長

議題：

- (1) 需給調整市場について
- (2) 非化石価値取引市場について
- (3) その他

<連絡先>
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL：03-3501-1511（内線4761）
FAX：03-3501-3675
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

○鍋島電力供給室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会、第15回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

本日、早坂オブザーバーはご欠席との連絡をいただいております。

早速ですが、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長にお願いいたします。

○横山座長

本日も大変お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は需給調整市場と非化石価値取引市場と、それから間接送電権の会計上の整理についてということで、ご議論いただきたいと思います。

スケジュールは最初の45分ぐらいが需給調整市場、その後1時間ぐらいが非化石価値取引市場、その残りの時間で間接送電権の会計上の整理ということにさせていただきたいと思います。

それでは、早速、お手元の議事次第に従いまして、まず、資料3の需給調整市場について、事務局からご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

資料3の需給調整市場につきまして、お手元の資料3に沿ってご説明いたします。

ページをめくっていただきまして、1ページ目をごらんください。需給調整市場につきましては、6月6日の第8回作業部会、9月19日の第11回作業部会、11月10日の第14回作業部会でご議論いただきました。

本日は、1ページ目に書いてあるスライドの論点⑤、これは、9月19日の作業部会で監視等委員会に検討をお願いした事項でございます。改めてご議論いただければと思います。

次のページをごらんください。まだ検討していない論点といたしまして、論点⑨と論点⑩につきまして、本日、ご議論いただければと思っております。

それでは、3ページ目をごらんください。論点⑤になります。「需給調整市場の適切な管理運用」として、まず「参入要件及びペナルティ」についてです。

第11回の制度検討作業部会におきまして、需給調整市場への参入要件やペナルティ、運用状況の監視等については、監視等委員会においてさらなる検討を行った上で、本作業部会で検討を行うこととしておりました。

本日、午前、監視等委員会において制度設計作業部会が開催されまして、参入要件及びペナルティに関する議論が行われたところです。

その中で、調整力公募における議論を踏まえつつ、特に留意すべき点といたしまして、調整力

公募をベースにしつつ、商品区分や調達サイクルの変更等を踏まえた修正を行っていくことが適当とご指摘をいただいたところでございます。

参入要件及びペナルティにつきましてはさらなる具体化が必要と思われまので、上記を踏まえまして、監視等委員会と広域機関との連携のもと、さらに検討を深めてまいりたいと思います。

次のページ、4ページ目は監視等委員会における本日、午前の検討ですけれども、説明は省略させていただきます。

5ページ目をごらんください。続いて論点⑤、「需給調整市場の適切な管理運用」のうち、「監視のあり方」についてです。

これも本日、午前の制度設計専門会合でご議論がありましたけれども、監視のあり方に関する議論に関しましては、調整力公募における議論を踏まえつつ、特に留意すべき点として、以下、2点についてご指摘をいただいております。

ご紹介いたしますと、市場支配力を有する事業者が存在する場合には、その者が合理的な入札を行うなどの一定の規律を設けるとともに、その行動を監視することが必要。

需給調整市場への参加を促し、また、透明性を高めるため、 Δ kW価格及びkWh価格の情報が速やかに公表されることが望ましい。

こうしたものでして、監視等委員会において、さらに検討を深めていただくことにしたいと考えております。

6ページ目は、監視等委員会における検討状況ですけれども、説明は省略させていただきます。

8ページ目まで監視等委員会の資料が続いております。

9ページ目をごらんいただければと思います。

続きまして、論点⑨となります。

「広域的な調整力の調達・運用方法」として、まず「総論」部分になります。

前回の作業部会におきまして、2020年時点での広域的な需給調整を実現するための契約形態として、「送配-送配モデル」を基本とする方向でご議論いただいたところでございます。

これを踏まえまして、需給調整市場からの調整力の調達や運用に関しまして、どのような精算を行うかが論点となります。

次のページをごらんいただければと思います。先ほど申し上げました「送配-送配モデル」を踏まえまして、エリアをまたぐ調整力の調達・運用を行った際には、まずエリアの一般送配電事業者と調整力を発動したエリア内の調整力事業者との間で精算が行われ、②、同時に他エリアの一般送配電事業者の調整力として確保・発動された分については、一般送配電事業者間で精算が行われるということになります。

他方ですが、少なくとも2020年時点においては、各エリアの一般送配電事業者はエリア内の調整力を基本的に一体的に運用しております。この結果、ほかのエリアの調整力として配分された自エリア内の調整力と、自エリアのために確保した調整力を区別して運用するという事は困難と考えられます。

こうした中で、どのような精算方法が採用されるべきかというところが論点となります。

11ページは、前回の作業部会で、この需給調整市場の価格決定方式としてマルチプライスオークションの採用についてご議論いただいた際の資料になります。

12ページは、「2020年時点での絵姿」ということで、前回ご紹介した資料です。三次調整力の②のみ広域化されているということになっております。

13ページ目は、「2020+X年の需給調整市場のあり方」についてのスライドで、これも前回お示しした資料です。本格的な需給調整市場が開始されたときの絵姿を示しております。

14ページ目からは、広域機関における検討状況を掲載しております。広域機関の資料が、この後、17ページまで続きます。

18ページ目をごらんいただければと思います。この「一般送配電事業者間の精算の詳細」についてでございます。

2020年の広域的な調整力の調達・運用に係る精算方法につきましては、前述の状況、また、調整力の広域調達・運用が限定的であるということなども踏まえまして、2020年時点においては、エリアの一般送配電事業者が優先的に自エリアの安価な調整力を確保するということが考えられると思います。

こうしたことを踏まえまして、広域間の精算をどういうふうにするかですけれども、まず Δ kWにつきまして、こちらにつきましてはエリア内の精算、エリア間の精算ともにですけれども、共通メリットオーダーリストの単価に基づいて費用精算を行うということになると考えられます。

次に、kWhにつきましてですが、こちらでもエリア内の精算、エリア間の精算ともに、 Δ kWの応札時にあわせて提出されたkWh単価に基づいて費用精算を行うということが考えられますけれども、このときに、(※)に書いてありますけれども、運用は発電事業者等の余力を含めたメリットオーダーが達成されるように行われるということございまして、稼働を想定した電源等と実際に稼働する電源等が異なる、より効率化される可能性があると考えております。

2020年時点では、広域間の精算につきましては、こうした形を基本として行うということにしてはどうかと考えております。

また、2020+X年の精算方法につきましては、調整力の広域調達・運用が進むことを踏まえまして、インバランス料金のあり方や落札単価の平準化についても引き続き検討することとしては

どうかと考えております。

19ページ目は、「2020年の広域調達における費用精算イメージ」ということで掲載しております。

19ページ目が Δ kWhの精算に関するイメージ図でございまして、続きまして、20ページ目がkWhの精算についてのイメージ図となります。

そして、21ページ目をごらんいただければと思います。需給調整市場に関しまして、本日、最後の論点でございまして、「調整力コストの負担のあり方」についてです。

現行制度下におきましては、一般送配電事業者が行使した調整力コストは、託送料金とインバランス料金を通じて、系統利用者から回収されているところです。

需給調整市場の運用が開始された際の調整力コストについて、それぞれの料金によってどのように回収がなされるべきか、基本的な論点を整理いたしました。

22ページ目は、「現行のインバランス精算単価の算定方法」について記載しております。

現行のインバランス精算に当たっての単価は、卸電力取引所における市場価格をベースとしつつ、全国大のインバランス発生量が余剰のときは市場価格より低目に、不足のときは市場価格より高めになるような調整項を用いて算定されております。

23ページ目をごらんいただければと思います。需給調整市場が創設された後のインバランス料金についてですけれども、自由化前の制度設計の議論におきましては、需給調整市場の創設後、この市場価格を指標としてインバランス精算を行うことという議論がなされておりました。

24ページ目をごらんいただければと思います。「需給調整市場開設後のインバランス料金のあり方」についてですけれども、まず総論、一般論でございまして、需給調整市場開設後、一般送配電事業者が調達する調整力のコストは、一部は託送料金を通じて回収されますけれども、基本的にはインバランス料金の形で回収されることとなります。

2つ目のポツですけれども、こうしたときに、インバランス料金につきましては、系統利用者に対して調整力コストの抑制に資するような適切なシグナルになることも重要と考えております。

こうした観点から、需給調整市場開設後のインバランス料金につきましては、基本的な考え方といたしまして、一般送配電事業者が調整力コストを過不足なく回収できるものであること、系統利用者に対して需給調整の円滑化に向けた適切なインセンティブとなるものであることということの基本として、基本政策小委において具体的なあり方を検討してはどうかと考えております。

次のページは、先ほど申し上げた2つの考え方のうちの「調整力コストの適切な回収」についての考え方です。

現行制度の中では、調整力コストのうち、需給バランス調整に直接寄与する可変費は、インバ

ランス料金を通じて回収されております。

他方で、現行のインバランス料金は、前日スポット市場及び当日時間前市場の価格を指標として設定されておりますので、調整力公募で調達した調整力のコストとは必然的に乖離しております。

3つ目のポツですけれども、需給調整市場の開設後は、需給調整市場における調整力コストを指標とすることを基本として詳細設計を行うこととしてはどうかと考えております。

26ページ目は、「現行の託送料金算定時の調整力コストの参入の考え方」として、2015年の12月の託送供給約款の算定方針の資料を掲載しております。

27ページ目になりますと、こちらは本日、午前の監視等委員会での資料になりますけれども、「インバランス料金における収支状況について」のスライドになります。現状では、一般送配電事業者の収支がマイナスになる事態が発生しております。

28ページ目は、同じく、本日午前の制度設計専門会合の資料でございますけれども、インバランス収支が均衡しない要因といたしまして、インバランス精算と調整力の精算に単価差があること、余剰インバランスと不足インバランスの量に差があることということが指摘されているところでございます。

29ページ目をごらんいただきまして、先ほど申し上げた2つの基本的な考え方のうちのもう一つの「系統利用者への適切なインセンティブ」についての考え方のスライドになります。

2つ目のポツをごらんいただければと思います。需給調整市場開設後のインバランス料金は、基本的には時間とともに変化する需給調整市場における価格を適切に反映することが重要と考えております。

他方で、需給調整市場におきまして、実際に要したkWh価格の公表につきましては、実需給後にならざるを得ないというふうに考えております。その場合、実需給後に公表されるということで、系統利用者へのインセンティブが必ずしも適切に働かない可能性もあるというふうに考えております。

こうした点に留意しながら、インバランス料金につきましては、3つ目のポツですけれども、需給の安定を損なう形で過大なインバランス量を発生させることがないよう、系統利用者の計画遵守インセンティブにも配慮することを基本として、詳細な制度設計を行うこととしてはどうかと考えております。

30ページ目、需給調整市場では最後のスライドになりますけれども、「計画値同時同量制度の中長期的展望と調整力コスト」としまして、スライドを作成しております。

1つ目のポツですけれども、現行の計画値同時同量制度におきまして、再生可能エネルギーに

つきましては、2日前に作成する計画を用いた運用がなされております。一方で、こうした変動電源は天候の影響を大きく受けるため、相当の調整力を要している状況にあります。

2つ目のポツですけれども、こうした状況でございまして、再生可能エネルギーに対応する調整力がどの程度必要になるのかを可能な限り定量的に分析する手法の検討が必要となるのではないかと考えております。

最後のポツですけれども、その上で再エネ対応の調整力を定量的に把握できるのであれば、当該調整力に係るコスト負担のあり方についても検討が可能になると考えております。

以上、事務局からの説明となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました事項につきまして、皆様のほうからご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

それでは、いつものように名札を立てていただければご指名をいたしますので、よろしく願います。

小宮山委員から、願います。

○小宮山委員

ご説明、ありがとうございました。

私のほうから、まず、30枚目の一番最後のスライド、中長期展望と調整力コストと再エネに係る部分でございまして、こちらの下の図に記述がございまして、恐らく、今後、再エネが大量に導入されると、伝統的な需要変動の、いわゆるこれまでの予測制御誤差の周波数調整力に加えてプラスアルファで、恐らく太陽光が例になっていると思いますけれども、太陽光出力の予測誤差対応の調整力確保の必要性がどんどん増大する可能性が恐らくあるかと思っております。

こちらの記述にもございまして、太陽光等が大量に導入された場合は、恐らく短周期変動の場合はならし効果である程度抑制されて、調整力の必要量もある程度抑制が可能であると思われましても、こちらの記述のとおり、天候の影響を大きく受けた場合の長周期変動成分の予測誤差対応という、そちら側の調整力の必要量が恐らく、ますます増大すると思われまします。

そういたしますと、もうご案内のとおり、調整力電源の稼働率の低下、電源運用効率の低下、場合によっては蓄電池の必要量の増加、コストの増加、そうしたものに繋がりますので、電力システム全体にとっては、余りよい影響を及ぼさないということが十分に考えられますので、こちらのご提案のとおり、再生可能エネルギーに対応する調整力がどの程度必要になるのか、難しい作業・分析にはなるかと思っておりますけれども、大変重要な点をご指摘いただいていると思っております。

ので、こちらを引き続き、重要な課題としてご検討いただければと思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

大山委員、お願いいたします。

○大山委員

どうもありがとうございます。

インバランスの収支均衡のところなんですけれども、一般送配電事業者に関しては過大にもうけてはいかんというのがついていていると思いますので、そういう意味では、逆に、不当に損をするという仕組みはちょっとまずいだらうなというのは感じているところです。

そういう意味で、収支均衡になるようなインバランスの方向に持っていくというのは非常に重要なことというふうに思っています。

それから、小売のほうの計画遵守インセンティブですか、そちらについても考えていく必要があるだらうなというふうに思っています。

そういう意味では、最後のFIT電源の話ですけれども、より正確な予想というのは非常に大事だと思いますけれども、かかったコストを正確に算定するということは、これは私も昔から、まずこれをやらないとだめだなというふうに思っていましたので、ぜひやって、それをどう反映させるかというのは、まずは正確に算定できるのが第一で、その後でどう反映させるかを考えていくのかなというふうに思っています。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

まず、インバランス収支均衡が事務局からも委員からも発言はあったかと思うのですが、私自身は、現行の制度が収支均衡を全く考えられていないという発想には異議があります。

まず固定費については託送料金で回収する制度になっているはず。その点では収支均衡は考えられている。

インバランス料金も、市場価格が高いときは、常識的に考えれば調達コストが高いときになっていて、それに連動して高いインバランス料金となる仕組みにしている。本来は収支均衡しやすい制度のはず。

この点で、ちゃんと認識していただきたい点がある。午前の委員会でも言ったのですけれども、今回、監視等委員会が出てきた議論が再掲されていますが、スライド28を見てもらいたい。インバランス料金つまり実際の収入の単価と、その調達費用がどうなっているのかが出ている。

実際にそういう制度にはなっていませんが、仮にマージナルコスト、調整のためのマージナルコストに対応したインバランス料金になっているとします。

だとすると、今はマルチプライズになっていて、実際にkWhに関してはコストベースで払っていることになっているので、右上がりの線、限界費用が上がってくる格好になる。

そして、その限界費用に等しい価格をインバランス料金として払わせるとすると、入ってくる収入の単価はこの限界ベースで、コストの単価は平均費用ベースになるので、収入のほうが多くなるはず。

つまり、マージナルコストを負担させると、自然体でこの不足インバランスのコストの単価よりも収入の単価のほうが高くなる。その平均と限界の差分で、固定費の一部が回収できる格好になるのが自然な姿。

その姿にかなり近いかはどうかはちゃんと調べてみないとわからないのですが、コスト差がつき、不足インバランスの収支は黒字となる単価水準となっている。

ところが、下げのほうはそのような正常な状況の真逆の数字が出ていて、コストを回収できない、可変費用も回収できない単価になっている。インバランス収支が赤字になっているのは、諸悪の根源は、余剰の側にあることをこのスライド28が明確に示している。

そして、もし収支均衡になっていないことが大きな問題だとすれば、全く想定外に大量の余剰インバランスが出てきていて、しかも、その単価が非常に高い。それで、余剰インバランスが出るような状況下で市場の価格がとても高いという奇妙な現象が起こっている。それが問題なのだというところはきちんと認識した上で、これをどう直していくのかを考えていただきたい。

支配的事業者である旧一般電気事業者は市場では限界費用ベースで玉出しすることになっていますが、供給力から自社需要を引いて予備力引いて、入札制約量を引いたものが出てくることになるはず。ここで自社需要を過大に見積もれば玉出しを抑制できる構造になっている。

余剰インバランスが大量に出てきているというのは、まさにこの余剰を過大に見積もることによって入札量を減らしている。入札量を減らせば、当然、市場価格が上がる。市場価格が上がればそこをベースにしてアルファで調整する。大量の余剰が出ればインバランス料金は下がるはずだけれども、出発点の価格が高いので、高い単価になって、これでばかみたいに余剰インバランスを垂れ流す事業者がもうかる。

つまり、もしこの余剰インバランスを大量に出しているのが、仮に旧一般電気事業者の小売部

門だったとすれば、これは今、収支均衡していないと言いながら、資本関係という意味では一体にある系統部門から小売部門に利益がつけかえられているだけ。こういう構造があることは、私たちは認識する必要があると思います。

余剰インバランスを大量に出しているのが旧一般電気事業者かどうかというについては、もちろんちゃんと調べてみないと、今言ったことが正しいかどうかはわからないけれども、もしそうだとすれば、そういうことが起こっていることを私たちは認識する必要がある。自社需要をシステムティックに過小に見積もると卸取引市場の価格がつけ上げられるという構造があり、支配的事業者がこんなわかりやすいやり方で価格を操作するであろうことをきちんと予測してインバランス制度を設計しなかったことは事実なので、この点については私自身反省しているし、早急に変える必要もあるかもしれない。長期についてはもっと合理的な方法を考える必要はある。現状が赤字になっている、だから問題だと単純に考えないで、それはどういう構造でなっているか、きちんと考える必要があると思います。

次に、インバランスの精算の仕方に関する議論が出てきました。今回の出された議論というのは全てもっともだということだと思いますが、リアルタイムマーケットの市場がどうなるのかということのイメージがかなり固まらないう議論できないこともあると思います。

今回の提案は、それを固めるための第一歩と位置づけられる議論も出てきてはいる。どういう形でインセンティブを与えるのか、コストの回収をどういうふうにしようか、リアルタイムマーケットは最終的に考える段階での重要な視点は出していただいたと思う。しかしでは具体的にどうするか、もう少し詰まらないうできない、進められない議論も多くあると思います。

早急にリアルタイムマーケットをどうするか、2020年以降どうするかということ、このような技術的な話の前に、大きな考え方を、どこかで議論する必要があるのかと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、OCCTOの佐藤さんからお願いいたします。

○佐藤（悦）オブザーバー

小宮山先生と大山先生からもご発言がありましたけれども、私も30スライド目についてコメントをさせていただければと思います。

ここにありますように、事務局提出資料のところ、これは私どもの委員会の提出資料なのですが、ここにありますように、実際の具体的な数量、各電力会社の方からいただいた情報がかなり集まってきましたし、それに基づいて私どもとしてもどのように把握するかということも、あ

る程度考えがまとまってまいりましたので、ぜひとも、ここに書いてありますように検討をしたいと考えております。事務局におかれては検討する場をご提供いただけたらと思います。

今日ご出席の山崎新エネ課長にも強くお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、山田さんのほうからお願いいたします。

○山田オブザーバー

ありがとうございます。

今ほど、先生方からご意見をいただきまして、それに関連する内容でございますけれども、まず1点目が、インバランス収支のお話でございます。

今ほど、松村先生のほうからいろいろお話をいただきまして、私どものほうも、まだまだ認識不足のところとか勉強不足のところがあるとは思いますが、一般的なこととしてまず申し上げさせていただきたいというふうに思います。

資料のとおり、やはり現在の実態といたしましては、一般送配電事業者の収支状況というのが赤字になっているということで、まずインバランス発生の需給調整に伴って収支に影響があるというのは、まず基本的に適切ではないのではないかと考えているところでございます。

それで、先日、インバランス料金の見直しということを実施していただきまして、収支状況が改善されていくのではないかとすることをまず期待しているというところでございます。

先ほど来お話にございますけれども、今後の需給調整市場創設後のインバランス料金の見直しというところにつきましても、資料に記載していただいておりますとおり、我々一般送配電事業者が調整力コストを確実に回収できるといったような観点と、系統利用者様が計画遵守インセンティブを与えるという観点で、まずはご検討をお願いしたいというところでございます。

もう1点が、先ほど小宮山先生からお話しいただきまして、今ほど佐藤事務局長のほうからもお話しいただきましたけれども、太陽光とか風力の自然変動電源に対する調整力というのは、結構、我々も実務ベースでかなり調整力を要しているというのが実態でございまして、東北の例で恐縮ですが、ことしの4、5、6月の実績を見ますと、一般送配が確保している電源1、7%の量を超えるような予測誤差も発生しているということで、小売との相乗りの電源にも使わせていただきながら調整をしているところでございますし、先ほどもお話ございましたけれども、非常に下げ代対策ということで、電源の並解列というところにも気を使っているところでござ

ざいます。

そういった中で、今後、調整力につきまして実態の分析をされるということでしたので、先ほどお話もございましたとおり、我々もその分析のほうには最大限協力をしてまいりたいというふうに思いますし、その定量的な検討結果というものを踏まえまして、そのコストを誰がどのような形で負担するのかといったところもご検討いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、竹廣さんのほうからお願いいたします。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。

調整力のコストの負担のあり方に関しましてコメントをさせていただきたいと思います。

需給調整のコストは、資料にもありますけれども、託送料金やインバランスの料金で回収されているといった観点からも、回収を確実にする仕組みを検討することも必要でございますけれども、今し方ご議論にあったように、まず必要な調整力を最小限に抑制するといった取り組みが必要であると考えます。

けさの専門会合でも、不足インバランスに比べて余剰インバランスが大量に発生しているといった事実が報告されましたけれども、このような状況を生じさせている要因の調査を進めていただくとともに、需要予測精度の向上に向けた取り組みを進めるなど、まずはそのインバランスを抑制するための取り組みが重要だと考えます。

その上で、インバランス料金制度の見直しにおいて、計画遵守の観点を考慮することは必要であると考えますけれども、その前提として、市場の厚みを十分に持たせるような取り組みを進めて、これはセットで議論をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、菅野さんのほうからお願いいたします。

○菅野オブザーバー

本日の資料で、特に広域的な調整力の調達について、一送間の精算の案が示され、大分検討が進んできたと思っております。繰り返し何度か申し上げましたが、昨年の調整力公募ではエリア間の値差がかなりあり、現在二度目の調整分公募の実施中ですが、エリア間値差が解消されなけ

れば、何とか早期に広域調達を手がけるべきと思っております。今回、2020年度、2020年＋X年の姿を示していただいたわけですが、Xは短くして、極力全国大での調整力コストの低廉化のため、広域調達の早期実施をご検討していただきたい。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、大山委員、お願いいたします。

○大山委員

松村委員からご指摘のあった余剰インバランスが問題だというところ、私もそれは全く正しいと思っております、そこを何とかしなければいけないというのも含めて、収支が均衡するように考えていく必要があると思っております。

ということで、一応、先ほど言い忘れたので、コメントということです。

○横山座長

どうもありがとうございました。

そのほかにも、何かございましょうか。

では、新川さん、お願いいたします。

○新川オブザーバー

参入権・ペナルティ、監視等につきまして、本日行われました当委員会の制度設計専門会合にて提示した内容も踏まえてご議論いただきまして、ありがとうございます。

当委員会としては、引き続き、監視のあり方などを中心に検討を進めて、需給調整市場の設計の議論に貢献をしていきたいと考えております。

前回、 Δ kWhの費用精算方法について議論されましたけれども、調整電源の運用時のコストであるkWhの精算方法について、18ページと20ページにかけてマルチプライスによる精算が前提になっているかのような資料と理解をしましたが、kWhの精算方法については議論の途上にあると認識をしておりますので、念のため申し上げたいと思います。

それから、インバランス制度は卸電力取引所の取引量や価格に重大な影響を与えるため、制度改正時には現行のインバランス制度が卸電力取引市場に与えた影響についてしっかり考える必要があると思っております。

特に現行のインバランス制度下では、余剰・不足の両面でインセンティブがうまく機能せず、結果として一部事業者が余剰インバランスを大量に出したり、調達を適切に行わない事業者が利益を得たりというようなことになりかねないケースも指摘をされてきました。

そのため、インバランス料金については、その時間における電気の価値、需給状況等を反映するものであることを基本としつつ、市場関係者に適切なインセンティブを与えるものであること、送配電事業者のインバランス収支が健全に維持されるものであること、インバランス料金に関する情報ができるだけ速やかに発信されることが重要と考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

そのほかになにかご意見ございますでしょうか。

それでは、柳生田さん、よろしく願いいたします。

○柳生田オブザーバー

ありがとうございます。

30ページの再エネに関する調整力コストに関してですが、本来、再エネにかかる調整力コストというのは再エネ事業者が負担すべきものだと思っています。しかしながら、事実上それを各再エネ事業者がきちっとマネージすることはできないというのが現状だと理解しています。この点について、現状は、計画値を一致させるということに関するインセンティブが、余りに少ないと思っています。具体的には、FIT1とFIT2にほとんどメリットの差がないということになっているということもあると思いますので、もう少し、再エネ事業者が計画値に一致させるというようなインセンティブを持たせるような、例えば、よく合わせた場合にはボーナスを支払うといったような、そもそもの発生量を少なくするようなインセンティブを与えるというのも一つ考えられるのではないかなと思っています。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、皆さんからたくさんご意見いただきました。

事務局から、では最後に、何かコメントありましたらお願いします。

○鍋島電力供給室長

本日いただきましたコメントを踏まえまして、監視等委員会、それから広域機関とも連携しながらさらに検討を深めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして2つ目の議題でございますが、非化石価値取引市場についてということで、資料4の説明を事務局からお願いをいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料4に基づきまして、非化石価値取引市場につきまして、資料をご説明いたします。ページをおめくりいただければと思います。

まず、「非化石価値取引市場」につきまして、これまでの経緯をご説明いたします。

貫徹小委の中間取りまとめにおきまして、小売電気事業者の非化石電源調達目標の達成を後押しするとともに、固定価格買取制度による国民負担の軽減に資する新たな市場である非化石価値取引市場を創設するということとされたところでございます。

FIT電源につきましては、2017年度に発電したFIT電気から市場取引対象とし、非FIT電源につきましても、2019年度の電気から市場取引対象とすることをめどにしつつ、できるだけ早い時期に取引開始できるよう努めることとされたところでございます。

次の2ページ目をごらんください。「非化石証書が持つ環境価値の整理」ということでスライドを掲載しております。

非化石価値取引市場で取引される非化石証書の主たる価値は、非化石価値、これは高度化法の非化石電源比率算定時に計上できるという価値でございますが、これが1点。加えて、ゼロエミ価値、これは温対法上のCO₂排出係数が0kgにできるという価値でございますが、これが2点目。それから、環境表示価値、これは小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができるという価値でございますけれども、これが3点目ということで、3つの価値を有すると整理されているところでございます。

3ページ目は参考資料でございます。「エネルギー供給構造高度化法」についての説明になります。

2つ目のポツですけれども、高度化法上は、電気事業者の判断基準におきまして、小売電気事業者はみずから供給する電気の非化石電源比率を2030年度に44%以上にすることが求められております。

4ページ目をごらんください。「調整後排出係数の算定方法について」というスライドになります。

こちらは温対法上の取り扱いになりますけれども、小売電気事業者は、調達した非化石証書の電力量に全国平均係数を乗じたものを温対法上の調整後排出係数の算定時に実二酸化炭素排出量から減算することが可能となります。

なお、このときでございますけれども、現状は、小売電気事業者は調整後排出係数の算定時に

おきまして、全国平均の量のF I T電気の環境価値が配分される形で係数が調整されております。非化石証書の制度導入後には、仮にF I T電気に係る非化石証書が全て落札された場合には、購入者にゼロエミ価値が帰属するということとなりますので、この調整がなくなることとなります。

つまりですけれども、証書を購入しない小売電気事業者の排出係数が悪化するということになります。

5ページ目をごらんください。「環境表示価値について」です。

これは、電力の小売営業に関する指針におきまして、例えば、再エネ指定ありの証書を購入した場合には、「非化石証書の購入により、実質的に、再生可能エネルギー〇%の調達を実現」と表示することが可能と整理されております。

ただし、でございますが、非化石証書の購入は、小売電気事業者の電源構成の表示に影響を与えるものではないというふうにも整理されております。

6ページ目は、「非化石証書のメニューについて」ということで、資料を掲載しております。

貫徹小委での議論を踏まえまして、非化石証書のメニューにつきましては、当初は「再エネ指定」と「指定なし」の2種類とする予定となっております。

それで、2つ目のポツですけれども、F I T電源に係る証書の全量は、「再エネ指定」として販売することとされております。F I T電源由来以外の非化石証書は、2019年に発電されたものから取引されるということになっておりますので、それまでの間、少なくとも来年につきましては、市場で取引される証書の全量が再エネ指定となります。

7ページ目は、「F I T電気の発電実績推移」となります。

平成28年度の総販売電力量に占める割合は6.7%となっております。

8ページ目をごらんください。「F I T電源に係る非化石証書の取引について」ということで、すけれども、F I T電源に係る非化石証書につきましては、F I T法上の費用負担調整機関である低炭素投資促進機構、通称・G I OがJ E P Xを通じて小売電気事業者に売却するというスキームを想定しております。

小売電気事業者は、取得した非化石証書を他の小売電気事業者に相対取引により転売することも可能としております。

オークションの形態につきましては、当面、マルチプライスオークションにするというふうに貫徹小委で議論されております。

9ページ目をごらんください。少し細かな論点になりますけれども、「非化石証書の二重償却の防止策」についてです。

二重償却の防止策としては、ここに掲げられている4点を考えております。

まず、G I Oが買い取り実績の内容を確認の上、集計値をJ E P Xに報告いたします。

次に、②ですが、当該報告を受けまして、J E P Xのシステム内に設置されるG I O口座に取引対象となる非化石証書量を入力いたします。

3つ目ですけれども、オークションで約定された非化石証書は、J E P Xのシステム内の小売電気事業者の口座に移転し、管理することといたします。

その後、④ですけれども、翌年度にはこの非化石証書はバンキングしないということになっておりますので、口座残高は持ち越すことはできないということになりまして、償却時に残高がゼロになる、こういう仕組みを想定しております。

10ページ目をごらんください。「非化石価値取引市場の創設スケジュールについて」ということとなります。

初回のオークションにつきましては、具体的には2017年の4月から12月のF I T電源に係る非化石証書について取引したいと考えております。これにつきましては、G I Oの側で手続に3カ月程度を要するという、それから各種報告のスケジュールなどを考えまして、遅くとも2018年の5月上旬に実施すべく準備を進めております。

なお、ですけれども、落札した非化石証書につきましては、高度化法の報告、これは来年の7月末に締め切られますけれども、こうした報告や温対法の排出係数の報告、メニュー別排出係数ですと6月末が締め切りとなっておりますが、こうしたものに利用可能になると想定しております。

また、この排出係数の具体的な算定方法につきましては、排出係数検討会という検討会がございますので、こちらの場でも検討したいというふうに考えております。

なお書きでございますけれども、こちらに書いてありますのはF I T電源由来の証書の話でございますので、F I T電源由来以外の非化石証書につきましては、2019年度に発電された電気相当の非化石証書を市場取引対象とすることを目指して、今後、制度設計を進めてまいります。

11ページ目をごらんください。「2018年度分以降のF I T電源由来の非化石証書について」の取り扱いでございます。

F I T電源由来の非化石証書のオークションにつきましては、利用者にとっての利便性と売り出し量の細分化を防ぐ観点から、年4回程度を実施する予定です。

なおでございますけれども、やや細かいですけれども、1から3月分の非化石証書のオークションが高度化法の報告締め切りに間に合わないという事情がございまして、したがいまして、2018年以降の高度化法の非化石電源比率の実績報告におきましては、前年度の1から3月に発電された非化石証書について翌年度の実績報告に含めて報告することを可能にする予定で検討を進

めております。

12ページ目をごらんください。細かいですが、こちら1から3月分の取り扱いについてでございますけれども、温対法におきまして、1月から3月に発電されたF I T電源に係る非化石証書につきまして、翌年度の実績として反映させることが可能になるべく、今後、排出係数検討会で議論をしております。

13ページ目をごらんください。「F I T非化石証書の売り上げと賦課金の関係について」です。賦課金の単価につきましては、毎年度適用する年度の前年度末に公表することとしております。X年度の賦課金単価には、前年度中に行われたオークションの売り上げを反映することとしたというふうに考えております。

また、そういうふうに翌年度の賦課金に反映するというにしたいと思いますが、オークションにおける売上額が少ない場合、賦課金単価に一切の影響が生じないということも考えられます。この場合には、その次の年度の賦課金単価で反映することとしたいと考えております。

14ページ目をごらんください。こちら、本日も議論いただきたい点の1つ目になりますけれども、「売れ残った非化石証書の環境価値の取り扱いについて」です。

F I T非化石証書のオークションの結果、約定されずに売れ残る証書が発生することが想定されます。

この売れ残り証書に係る環境価値につきまして、ゼロエミ価値につきましては、需要家がF I T賦課金として費用を負担しているということにも鑑みまして、埋没させることなく、販売電力量のシェアに応じて配分することとされております。そういうふうに整理がされております。他方で、非化石価値につきましては、どのような取り扱いがなされるかはまだ整理がされていないという状況でございます。

この点に関しまして、次のページ、15ページ目をごらんいただければと思いますが、事務局の案について掲載しております。

この「売れ残りの非化石証書の環境価値の取り扱いについて」ですが、昨年度の貫徹小委の議論におきまして、非化石証書の購入に伴いまして、非化石価値と同時にゼロエミ価値が移転されるものと整理しております。また、非化石電源比率の目標、44%目標は、エネルギーミックスを踏まえて策定されておまして、その中ではF I T電源分も考慮する形で目標が設定されております。

このため、この売れ残り証書分の非化石価値につきまして、ゼロエミ価値同様、販売電力量のシェアに応じて一旦配分し、各事業者の非化石電源比率に反映させるということとしてはどうかと考えております。

ただ、3つ目のポツですが、需要家との関係でございますけれども、この売れ残り分で配分される非化石証書につきましては、小売電気事業者が無償で取得しているという形になりますので、その非化石価値を需要家に訴求するという点については、これをできないこととしてはどうかと考えております。

続きまして、16ページ目をごらんください。論点2、本日ご議論いただきたい論点のうちの2つ目になります。「オークションにおけるF I T非化石証書の入札価格について」という論点になります。

F I T電源につきましては、需要家がF I T賦課金として費用を負担しているということに鑑みまして、環境価値が需要家に配分されてきたところでございます。また、先ほど申し上げたとおり、売れ残り証書に係る価値につきましては、今後も需要家全体に配分することとしてはどうかと考えております。

今後、F I T電源に係る非化石証書を購入した事業者につきましては、その環境価値を独占的に使用することができるようになります。にもかかわらず、著しく低い価格で大量に購入されれば、非化石証書の売却収入によるF I T賦課金の軽減に役立たない一方で、他の小売事業者の排出係数が悪化することで、こうした小売事業者から電気を購入する多くの需要家の排出量が悪化するというような影響が生じます。

またですけれども、F I T電源に係る非化石証書の価格が著しく低くなった場合には、Jクレジットやグリーン電力証書の価格にも影響を与える可能性が指摘されております。再生可能エネルギー電源の維持インセンティブにも好ましくない影響を与えるおそれがございます。

他方で、これは高騰のケースについてのお話ですけれども、今後、高度化法の間接評価の基準を設定した場合などにおいて、非化石電源の投入量が目標に到達しないなど、需要が供給を上回る、需給バランスが崩れる場合には、非化石証書の価格が高騰する懸念もございます。

こうした観点から、F I T電源に係る非化石証書につきましては、入札最低価格及び最高価格を設定するとしてはどうかと考えております。

17ページ目でございますが、非化石電源に係る各種証書等について価格水準をまとめております。

一番上の行はR P S法に対応するための再エネ電気についての価格ですけれども、これは過去の経緯としまして、例えば2010年度につきましては5.2円というプレミアムがついていたという経緯がございます。

2つ目の行はJクレジットでございます。これは過去3回オークションがされております。このときのCO₂の価格をkWhに換算すると、約0.48円となると考えられます。

3つ目の行はグリーン電力証書でございますけれども、これは全て相対取引でございます、価格に関する公開情報は基本的にございません。

4つ目はF I T賦課金の水準でございますが、これは2017年度に2.64円となっております。

18ページ目をごらんいただければと思います。こうした数字も踏まえまして、入札最低価格及び入札最高価格の水準につきましては、以下を勘案して定めることとしてはどうかと考えております。

資料をごらんいただければと思いますが、まず1つ目、過去にR P Sの価格水準が5円パーkWh程度であったこと、また、F I Tの調達価格と回避可能費用の差額が最小のもので4円パーkWh程度であるということでもありますので、これらが一つの上限として考えられるのではないかと考えております。

2つ目に、F I Tの環境価値はF I T賦課金を負担する電気の需要家に均等に帰属させておりまして、F I T賦課金は2.64円/kWh程度でございます。したがって、現在、価値が帰属している需要家との関係におきましては、これが一つの目安になる水準なのではないかと考えられます。

3つ目、他方でございますが、入札最低価格が高く設定された場合には、非化石証書の売れ残りが多く発生するおそれがあるということにも留意が必要と思われれます。

2つ目のポツですけれども、こうした点を踏まえまして、具体的にはですが、取引初年度の小売事業者の入札価格は、F I T賦課金の金額、2.64円パーkWhを中心といたしまして、F I T賦課金の2分の1である1.3円/kWhを入札最低価格とし、F I Tの調達価格と回避可能費用の差額である4円/kWhを入札最高価格としてはどうかと考えております。

なお、この水準につきましては、取引初年度の価格動向を踏まえまして次年度以降、必要に応じて見直しを行うこととしてはどうかと考えております。

19ページ目をごらんください。こちらは論点ということではございませんけれども、この非化石証書に深くかかわる「非化石電源比率の中間評価」につきまして、資料を掲載しております。

19ページの記述でございますけれども、まず、高度化法の判断基準におきましては、この4行目ですけれども、「定量的な中間評価の基準を設け、評価を行うことで目標達成の確度を高める」と規定されております。

この中間評価の基準につきましては、貫徹小委の議論も踏まえ、中間評価のあり方について引き続き検討を行いたいと考えております。

まず思いますけれども、F I T由来電源以外の非化石証書の取引が開始される時期、これは遅くとも2019年度の電気から取引を開始するというふうにされておりますけれども、この時期をめ

どに検討を行うこととしたいと考えております。

次の20ページ目をごらんください。「中間評価の基準設定に当たりまして勘案すべき事項」につきまして、事務局でまとめております。

中間評価の基準を設定するに当たりましては、2030年目標達成との整合性を踏まえる必要がございますけれども、それ以外にも幾つか勘案すべき事項があると考えておりまして、整理しております。

まず、法令上求められる事項といたしましては、高度化法に規定される要件がございますので、それを勘案したものであることが必要と考えております。すなわち、ですけれども、エネルギー需給の長期見通し、小売電気事業者による非化石エネルギー源の利用の状況、非化石エネルギー源の利用に関する技術水準、再生可能エネルギー源の利用に係る経済性その他の事情につきまして踏まえる必要があると考えております。

また、中間評価の基準につきましては、定量的かつ評価可能なものであることが必要と考えております。

それから、実態上勘案すべき事項についてですが、これはあくまでたたき台として掲載しておりますけれども、小売事業者による実行可能性、特に、非化石価値取引市場等を活用して目標達成が可能となるかどうかといった観点、それから小売競争に与える影響、ここには一部の事業者が多くの非化石電源を保有しているということにも留意が必要と思われまます。また、非化石価値取引市場との関係ということで、非FIT再エネ電源等を新設・維持するインセンティブへの影響についても考慮が必要と考えられますし、非化石証書の売り上げを活用したFIT国民負担の軽減についても考慮が必要かと考えております。

なおですけれども、非化石価値取引市場における最低・最高価格、これはFIT電源分でございますけれども、最低・最高価格の議論や売れ残り証書の取り扱いなどにつきましては、この中間評価の基準の議論にあわせて、改めて検討が必要というふうにも考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご議論いただきたいと思ひます。

それでは、よろしくお願ひをいたします。

それでは、廣瀬委員からお願いいたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。

ご説明、ありがとうございました。

論点1、論点2とございまして、論点1の売れ残った非化石証書の環境価値の取り扱いについては、これは全く違和感ございません。

論点2のほうは、16ページ以下で、オークションにおけるFIT非化石証書の入札価格について、最低価格・最高価格を設けるべきだということで、具体的な数字のご提案もご説明いただきました。

この件につきましては、18ページの箇条書きの一番下、「また」のところにありますように、「価格動向を踏まえて、次年度以降必要に応じて見直しを行う」ということがまさに一番大切だと思っております。うまくワークする市場に育てていくという観点から、この点につきましては随時見直して、最適な最低価格・最高価格を常時設定するようにするべきだと思います。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

新川さんからお願いいたします。

○新川オブザーバー

非化石証書は、取引上のシステム上でのみ取引を行うと整理をされていると理解をしていますが、けれども、当事者間の私的な売買契約に基づいて債権関係が発生するという点、理論的には考えられると思っております。

このような場合に、これをどう扱うのか、またどこまでが卸電力取引所の責任になるかについても、あらかじめ明確にしておく必要があるのではないかと考えます。

少なくとも、二次的な流通市場における適正な取引の確保については、法制上の手当がない限りは取引所の責任範囲の外とせざるを得ないのではないかとと思いますが、こういった点も整理していく必要があるかと思っております。

また、非化石価値市場の創設後に、表示の問題については、小売営業ガイドラインで対応しておりますが、既に、一度、非化石価値市場の創設に向けて改正をしているところでございます。

ただ、今日出てきたような論点、二重償却の防止策とか、算定期間とか価値の取り扱いについて、詳細設計が明らかになった時点で、さらなるガイドラインの改正が必要かどうかについては委員会事務局としても検討していきたいと考えております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、秋元委員からお願いいたします。

○秋元委員

どうもありがとうございます。

これは、前の貫徹小委のときも申し上げましたけれども、この非化石価値取引市場は、やはり高度化法の間部分部分が課題です。この資料でも掲げていますけれども、高度化法の間目標等によって非常に価格が変動するだろうというふうに思われるので、そういう面で、上下限を設けるということに関して、私は賛成したいというふうに思います。

予見性が余りに立たない市場という部分になると、なかなか市場がうまくいかないと思いますので、そこは必要かなというふうに思っています。

なぜそういうふうに特に難しいかといいますと、これは非化石価値取引市場というのは、ここいろいろな価値が取引されるというふうに書かれていますけれども、もう少し大きな整理をすると、CO₂的な価値が入りながらもエネルギー安全保障的な価値も入っている。それを高度化法という中で、44%という目標で、エネルギーミックスと連動しているわけですが、そういういろいろなミックスの中で44%が非化石電源として必要だという政府が決めたものが、高度化法で44%という規定になっているので、そういった少しもろもろの価値が混ざっているので、どれぐらいの価値が正しい……正しいというか妥当な価値なのかというのを、やってみないとちょっとわからない部分もありまして、そういう面で、上下限を設けながら、状況を見ながら改定をしていくというのには賛成するところでございます。

今回は、FIT電源ということなので、余り大きな問題はないかなという感じがしておりまして、上下限の具体的な数値に関しても、これにかわる代替案というのはなかなか難しい気がしますので、事務局提案に基本的には賛成したいというふうには思います。

ただ、繰り返しですけれども、非常にその価値がよくわからなくて、どう市場が動くのかがよくわからないところがありますので、よく見ながら改定をしていく必要があるかと思えます。

ただ、やはり高度化法の44%の間目標を入れる段階になったときには、やはり、それでも非常に変動が激しいだろうと思えますし、しかも、買わないといけない量が非常に大きくなってくと一部の小売事業者にとっては、相当厳しい買入れないといけなくなって、持っていないところが多いと思えますので。そうしたときに、この最低価格等がイコールフットの視点から、本当に公正な競争に資するののかというところで、ちょっと懸念がどうしても残る。

これは貫徹小委のときにも申し上げましたけれども、そのあたりについて、よく高度化法の目標が入る段階では、もう一度しっかり検討しないといけないんじゃないかというふうに思います。

これは、なぜ違うかということ、念のため申し上げておきますと、割とこれ、CO₂の炭素価格の市場と似てはいるわけですが、普通であると、炭素市場の場合はグランドファザリングで初期割り当てをやるか、もしくは完全オークションでやるか、どちらかが普通であって、その場合は持っていないでも用意ドンで、みんな全ての事業者がオークションで買うか、もしくは、今の排出量から年率何パーセントという形で目標設定されるということになると、その事業者間の差が比較的少ないわけですが、これは、持っていないところもいきなり44%の目標を全部買わないといけない可能性もあるわけで、そうした場合に非常に不公平感が出る可能性があるのです、そのときに、じゃ、最低価格は1.3円だと、1.3円分全部買わないと、最低に張りついたとしても買わないといけないですし、場合によってはもっと大きく価格がついたときに、非常に厳しいことになる可能性がありますので、そこに関しては、今後、慎重に検討していく必要があると思いますので、よろしくお願ひします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは松村委員、お願いいたします。

○松村委員

今、秋元委員からご発言にあったのは、もっともだと思います。

私の理解では、おっしゃったのは、この背後にある、この後、規制だとかいろんなものをつくっていくときに、いろんなことを考慮してほしいということであって、市場のテクニカルな部分の話というよりは、ここの委員会で議論していない、その将来の規制、割り当て、そういうような類いの議論だと思います。

今、秋元委員がおっしゃったようなことをきちんと考慮しながら、そういう制度設計を、その段階でしかるべき場所ですていただければと思います。

次に、上限・下限価格、今回の提案はもっともだと思いますので支持しますが、上限・下限価格をこういう数量の世界でやるのはよくある発想。少なくとも経済学的にはよくある発想です。例えば排出量取引を思い浮かべてください。

これで、普通なら量が決まってい、排出するためにはその権利を買ってこなければいけないと設計するとき、上限と下限の価格をつけるのはどういう意味を持っているのかというと、それは、例えば上限を100としたとすると、排出量を取引で買ってこられないということがあったとして、不足したとしたら、例えば1トン当たり100の税金を取るというのに近い状況。つまり、買えなかったとしても、その分税金を払うことで対応するという制度を設計するとその税が必然的に限価格になる。

それより高い価格はつかないことになるので、余りにも無体な状況になったときには、それでもこれぐらいの税金を払うぐらいの覚悟で、ある意味で努力するということであれば許される。本来はそういう性質のもの。

逆に下限のほうは、排出量を一生懸命抑えて、その結果として、売れる排出量を獲得したけれども、価格が低迷して、排出量をすごく節約したはずなのに、そのリターンがほとんどない。そういう状況でいいのかというときに、下限価格があったとすると、いわば二酸化炭素の排出を削減したら、最低限その価格で国が買い取る、補助金を出すという制度に相当に近い。最低でもそれだけのリターンを保証するというのが下限価格。最高でもそこまでのコストをかければよいとするのが上限価格。そう考えると、ごくごく普通に出てくるものだと思います。

したがって、上限や下限の水準というのを、この後、FITだけじゃなくて、ほかのところにも考えていくこともあると思います。今回、いろいろ理屈を考えていただいたわけですが、相当苦しかったのではないかと思います。

そういうところで考えるときには、これぐらいのコストを払うのであれば、これ以上要求しなくてもいいというような上限だとか、努力をして捻出したとすれば最低限でもこれぐらいもらえるべきだというような発想もあり得るわけで、今後、いろんな制度でこの手のことを考えるときには、そういう発想で上限・下限を設定していくこともあり得るかと思いました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

では、大橋委員からお願いいたします。

○大橋委員

若干色彩の違う発言になってしまうかもしれませんが、今あった上限と下限のお話ですが、そもそも市場でやっているのだから、予見可能性という観点でいうと、これはいたし方ないのかなと思います。

最も予見可能性のある形というのは、1つの価格をつけてしまえばいいということになります。CO₂トン当たり幾らとか、あるいはkWh当たり幾らとかというふうにつければいい話なので、そういう意味でいうと、ある程度、市場での取引というものを認めるという観点でいうと、その値段の幅が出てきてしまうというのは、その需要の強さに応じて変わってくるのでいたし方ないところなのかなと思います。

それで、下限の価格についてのディフェンスが幾つか書いてあるわけですが、これは当

然、買い占められることもあるし、その市場の価値によって、著しく低い価格がつくこともあるのだと思うんですね。そこで必ずしも下限の価格がどうしても必要かどうかというのは、正直言ってよくわからないのではないかと思います。ゼロ円でも、場合によると、それが市場の価値であれば、いたし方ないのかなという感じもします。

仮にどうしても買わなければいけない人がいる場合に、その価格が高騰する、高騰してものが出てくればいいですけど、ものが出ないとなると、そしてこれを買うことが義務づけられていると、非常に財務上もダメージが大きいので、最高価格はつけるというのは一定程度しようがないのかなという感じもしますが、最低価格については、ある意味、それが市場の判断であるとするならば、許容しても良いのではという見方もあると思います。また市場、市場と申し上げたけれども、結局、中間目標をどういうふうにつけるのかというので、かなり操作されるところが大きいので、そことの関係は見なければいけないのかなと思います。ただ、筋論としましては、ゼロ円もあり得べしだというのが筋論なのかなと思います。その上で、最低価格の意義というものを議論したらいいのかなと思います。

またkWhについていますけれども、CO₂トン当たり幾らというふうな換算もできるのかなと思っていて、そうすると、ここでの議論は非常に広がりのあるものになっているのかなという感じはします。

そういう意味で、ぜひ、これを制度として入れるのであれば、ほかの他省庁でもいろいろ議論はしているところあるみたいですけども、余り屋上屋を架すような制度が複数の省庁でできるようなことのないように、CO₂で価格がこういうふうにつくんだったら、ほかの省庁ではそういうものというのは道を譲っていただくような形も含めて、ちゃんと省庁間の調整というのはしていただいたほうがいいのかなというふうに思います。

あと2点、ちょっと細かい点ですけども、15ページ目に、余剰の非化石電気は小売業者に無償で配付するという点ですが、私はこれでいいと思います。こういうものというのは、環境価値・非化石価値として需要家に訴求することはできないこととする、これもいいんだと思います。

ただ、これを、どうやって実行的・実務的にやるのかなというのは若干気にはなるところではあります。先ほど新川さんがおっしゃったように、もしかすると監視委の仕事なのかもしれませんけれども、具体的にどうするのかというのは、気になりました。

最後の点ですけども、資料としてわかりづらかったのは、6ページ目の資料で、①、②、③の③番目に、「環境表示価値」とついていて、一番下に「差異が発生する」というので太い括弧がついているんですけども、この差異が発生するというのは、何だったのかなというのがちょっとよくわからなくて。これも小さい点で恐縮です。

以上であります。

○横山座長

それでは、今のご質問に対して答えていただきたいと思います。

○鍋島電力供給室長

6ページ目の点ですけれども、これは、再エネ指定と指定なしでは、基本的には変わらないんですけども、この環境表示価値のうちの電源構成外表示のところ、唯一、差異が発生する、こういう趣旨で差異が発生すると書いております。

再エネのほうは、この再エネ由来の証書を購入していることを訴求可能となり、指定なしの場合はそういうことができないという趣旨で書いております。

○横山座長

よろしゅうございましょうか。

それでは、國松さんのほうからお願いいたします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうからは、市場の価格制限の点に関してでございまして、一度このような形で設定をした後に、次年度以降、必要に応じて見直しをするというふうな記載、18ページにございますけれども、これ、一度これを決めて、それをまた変えていくときの理屈というのは非常に難しいのではないかなと思っています。

見直しを考えている前提だとすると、例えばですけれども、初めには制限がない中で、その価格のつき方を見たところから入れるというのも1つの手なのかなと思います。

端的に言えば、1.3円という最低価格というのは、前のページに示していただいているJクレジットに対しても3倍程度の価格であり、そういったところでは、なかなか買おうというインセンティブは起きにくいのかなというところもありますし、例えば、この部分が1.3円であれば、Jクレジットのほうも1.3に近づくのかな。どちらかが引き上げる可能性は、Jクレを上げてしまう可能性もあるのではないのかなというのも、懸念としてはございます。

見るのであれば、Jクレジットとの関係を見るのであれば、Jクレジットの価格水準を最低に持ってくるというのが1つのところだと思いますけれども、それに対して少し高く設定されているのではないかなと思います。

それで、今回、論点として挙げいただいているのは、あくまでもFITの非化石証書の話であって、非FITであったり、ほかのものが入ってきたときには、またいろいろご議論があるものというところ。

もちろん、中間評価、中間目標が設定された時点では、またそこで新たにというか、見直しというのが行われる。その中間目標がない、かつ、F I Tの価値だけの市場において、この下限価格と上限価格という設定、これはもう来る5月のときには、この設定がなされた中で市場が行われるわけですが、その視点で、いかが皆様のほうでお考えになれるのかなというところが少し懸念でございます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、鍋田さんのほうからお願いいたします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。

論点1と2、ご説明、ありがとうございました。

まず、論点1のほうですけれども、ゼロエミ価値との取り扱いの整合も図れておりますので、この提案で私どもとしては、よろしいかと思っています。

それから、論点2のほうでございますけれども、入札の最低価格、それから最高価格を設定することにつきましては、やはり、その必要性というか、ニーズとか、それから他の低炭素政策との関係とか、それから19ページに書かれてございましたように、先ほどからもお話が出ていますが、中間評価のあり方の議論、これと切り離せないと思いますので、20ページの下段に書いてございますように、中間評価の検討の際に、改めて議論が必要ではないかなと考えております。

いずれにいたしましても、エネルギーミックスの達成ということが重要でございます。非化石価値の意義とか、比率向上が重要でございますので、その達成に向けて、なんとしてでもやっていくということかと思えます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、竹廣さんからお願いいたします。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。

私ども、法人のお客様を中心に事業をやっておりまして、最近、外資系の動きですとか、CDPの格づけとみたいなこともあってか、少しずつ環境性の高い商品についてのお問い合わせも出てきているところでございまして、この環境価値取引市場について、重要なテーマだと思ってい

ますし、そういうニーズに応えるためにも、活用していきたいと思っていますところでは。

ここからは、今回の論点ではございませんが、今、小売の競争環境の中で気になっている点を含めまして、コメントをさせていただきたいと思います。

今回、新たに価値を顕在化させて、市場を創設するといった点から、改めてではございますけれども、旧一般電気事業者の方々と新電力のイコールフットィングを図るという観点から、懸念点がございます。

大型の水力発電所ですとか原子力なんかの非F I T電源につきましては、その多くを一部の支配的事業者が保有していて、新電力が今から建設しようにも困難なエッセンシャルファシリティーといった類いのものであると考えておりますけれども、既に今、一部の電力会社さんにおいては、大型水力由来の電気と環境価値をセットで販売されて、大型水力の環境価値を小売競争に投入している側面があると認識しております。

本日の直接の論点ではないと思っておりますけれども、非F I T電源由来の非化石証書の取り扱いについても、基本的な考え方については検討しておく必要があるのではないかなというふうに考えております。

こういった状況から、2点、申し上げさせていただきたいと思っております。

1点目は、旧一般電気事業者と新電力のイコールフットィングという観点から、非F I T電源由来の非化石証書も全量、市場へプールして、市場を介して取引するのが望ましく、また、非F I T電源の市場が整備されるまでの間は小売競争には投入しない、あるいは非F I T電源の価値を内外無差別で我々新電力にも提供していただくなどのルール整備をお願いしたいと考えております。

それから2点目ですけれども、この非F I T電源由来の非化石証書の販売益の用途についてでございますけれども、入札最低価格の設定についても含めまして、これは今後十分に議論していく必要があるのではないかと考えております。

過去に総括原価方式で建設された電源について、新たに価値を顕在化させた販売益ということですので、この用途については、例えば国全体の非化石電源の普及に使っていただくとか、F I Tの国民負担の低減に活用するとか、小売や発電の競争には投入しないようなことが我々としては望ましいと考えておりますので、ご考慮をいただければと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、斉藤さんからお願いします。

○斉藤オブザーバー

ありがとうございます。

まず、先ほどから話題になっております論点2の入札価格における最高価格・最低価格の設定、こちらは非常に事務局の方が苦心されて、こういう案をつくっていただいたんだなということは、非常に感じております。

ただ、我々社内で話し合った、いろいろと協議いたしましたところ、先ほど國松オブザーバーもおっしゃっていましたが、まずはこのような制約を設けずにスタートさせて、その上で、価格を見ながら最高価格・最低価格、こちらについて、いずれ、どこかのタイミングで導入して、その上で随時見直していくというところについては賛成でございますが、そういうような運用でもよろしいのではないかなということで述べさせていただきます。

ただ、こちら1点、我々が懸念しておりますのは、特定の事業者によって、こちらが全て買い占められるような、そういうような事態が起きると、逆にこの価格というところも何らかの大きな変動というのが起きるのではないかなと思っております、この買い占め防止の観点からの購入量に関する制約というのは設けたほうがよいのでは、というように考えております。

続きまして、ここで申し上げる話ではないかもしれませんが、やはり、この市場、開設されるのがもうじきということで、我々にとっては現実的な問題でございますので、ここに参加するための要件、具体的に申し上げますと、費用ですとか手数料というところが、我々、小売電気事業者にとって大きなハードルとならないような形で設定していただきたいと思っておりますし、もう、間近に迫っておりますので、もし具体的にそこら辺が決まりつつあるとか、そういうようなお話がありましたら、ぜひご教授いただければと思っております。

最後に、今、エネットの竹廣オブザーバーがおっしゃられた非FIT電源の非化石価値、こちら竹廣さんがおっしゃったとおり、本日の議題ではございませんが、我々も強い関心を持っております。

基本的には竹廣オブザーバーと同じような考えでございます、いずれ、また取り上げられるのかとは思いますが、こちらについても、2019年だから後でということではなくて、しかるべきタイミングで早急に議論して、でき得れば、こちらの取引開始時期についても少しでも早めていただけるような措置をとっていただけたらなという思いでおります。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、柳生田さんのほうからお願いいたします。

○柳生田オブザーバー

ありがとうございます。

F I T部分に関して限定した話で、かつ中間目標が導入されていない中での最低価格と最高価格を設けた事務局の案には、賛同させていただきたいと思います。

最低価格がないと、再エネに特化した特定の小売事業者を支援するような制度にもなりかねないという意味も含めまして、最低価格を維持するというのは賛同させていただきたいと思います。

それから、どうしても新電力が先走ってしまいますが、非F I T部分に関しましては、やはり私どもも大きな関心を持っておりまして、国策でつくられた大型水力、原子力に関しての、非化石価値が誰に帰属するのかということは非常に大きな問題だと思っております。これは、中間目標を設定されて大量に買わなければいけないということになって、買う側と売る側ということになってしまいますと、全くもって小売の競争力に大きな差異が出てしまうということになりますので、この価値がどこに帰属するのかということは、非常に、極めて慎重にご検討いただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、東ガスの佐藤さんからお願いいたします。

○佐藤（裕）オブザーバー

ありがとうございます。

まず、論点2の入札価格についてですが、基本的なスタンスは、今ご発言いただいた柳生田オブザーバーと同じでございます。率直に申し上げて、こちらの最低価格の水準というのは少々高いと感じますが、非化石価値取引市場に対する私どもの当面のアクションは、自分たちの排出係数のマネジメントへの活用になりますので、価格の予見性があるほうが検討を進めやすいというメリットもございます。そういった観点から、今回の事務局のご提案には賛成したいと思っております。

ただ、逆にそういった価格条件の場合に、どういうマネジメントができるかという検討を具体的に進めていきますと、恐らく価格水準についての要望も出てくると思っておりますので、その際には、どちらかで発信できる機会があればいいなと思っております。

あと、非F I T電源の非化石価値の取り扱いについては、再三再四にわたって発言がありましたので、もうこれ以上はやめておきますけれども、それだけ我々、新電力側の懸念が大きいという点については、ぜひ、ご理解をいただければありがたいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、又吉委員からお願いいたします。

○又吉委員

ありがとうございます。

私も論点2の入札価格についてコメントさせていただきたいと思います。

基本的には、上限価格と下限価格を設定するロジックには賛成いたします。

ただし、その余剰非化石電気相当量が、販売量シェアに応じて配分される現状において、Jクレジットなど他商品の価格への影響を考慮して、下限価格というものを暫定的に設定する整合性は比較的理解しやすいのですが、FIT電源のみが取引対象となる現時点において、上限価格を幾らに設定すべきかというところは、非常に判断が悩ましいのではないかと考えています。

上限価格につきましては、特に非FIT電源の取り扱い、高度化法の目標設定のあり方など、重要な論点についての整理がなされた時点で、ゼロベースで再検討をするといったような考え方もあるのではないかと考えています。

あと、中間評価につきましてなんですけれども、20ページのほうに整理いただいている「勘案すべき事項について」は同意いたします。

一方、既にご発言にもありましたが、非化石エネルギー源の利用促進インセンティブ制度につきましては、高度化法以外のスキームというものも同時並行的に検討されているというふうに伺っています。

そういう意味では、利用者側からすると、何らかの整合性をどこかで図っていく必要が重要なのではないかと考えています。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、内藤さんのほうからお願いをいたします。

○内藤オブザーバー

ありがとうございます。

非化石価値取引市場につきましては、小売電気事業者のエネルギー供給構造高度化法の目標達成及びエネルギーミックスの実現を後押しするための重要なテーマだと認識しております。来年の取引開始に向けて、取引実務のレベルにおいても、着実に市場の機能が発揮できるように、引

き続きのご検討をお願いしたいと考えております。

その上で、2点、発言させていただきたいと思います。

まず、論点2の入札最低価格及び最高価格の設定につきまして、一般論として、市場の価格形成というのは、本来、市場メカニズムに委ねることが望ましいと考えておりますが、ご提示にありましたようなFIT賦課金の軽減でございますとか、証書価格の高騰防止、あるいは、小売事業者の予見性の確保といった観点から設定をするということについては、理解ができると考えてございます。

ただし、既にご発言もございましたが、入札最低価格・最高価格の価格水準につきましては、この設定の仕方次第によりましては、市場取引を低迷させるというようなことも起こり得る懸念があると思いますので、引き続きの慎重な検討をお願いいたしますとともに、市場の取引の状況を見て、取引開始後柔軟に見直しを行うということも含めてご検討いただければと思います。

また、今後の議論ではございますけれども、中間評価の基準が設定される場合に、この設定の仕方によりましては、小売事業者の事業運営に大きな影響を及ぼすおそれもあると考えておりますので、慎重なご検討をお願いしたいと思います。

2点目につきましては、FIT電源由来以外の非化石証書の取引についてもご発言がございましたけれども、これは今後の議論ということでございますが、中間取りまとめの段階でも、エネルギーミックス実現のため、非化石電源の開発・維持のインセンティブを高めることが必要だという整理をいただいたところでございます。非化石電源が一定量あってこそその非化石価値の取引だと考えております。

私どもも、特に原子力につきましては、安全の確保を最優先に再稼働に向けた追加安全対策投資でありますとか、人材技術の維持にも、今後、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

では、ほかにいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、事務局から何かコメントございますでしょうか。

○鍋島電力供給室長

先ほど、斉藤オブザーバーから、参加要件であるとか手数料についてご質問がございましたけれども、この非化石証書の購入可能な事業者としましては、小売事業者を想定しております。

仕組み上、そういうふうと考えております。

手数料などの、その諸費用につきましては、この取引が行われます J E P Xにおいて今後詳細を検討するというふうになると思います。

本日、たくさんご意見いただきまして、ありがとうございます。

この非化石証書に関しましては、先ほどご説明したとおり、5月上旬ごろの取引開始を予定しております。ほかの市場よりもスケジュールが早いということになっております。

したがって、早急に検討を深めていきたいというふうにも思っておりますが、ほかの場でも、しかるべき場でも議論を並行して進めていきたいというふうに考えております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

特にその他ご意見がないようでしたら、よろしいでしょうか。

それでは、OCCCTOの佐藤さん。

○佐藤（悦）オブザーバー

頭の整理ができなくて質問が遅れてしまったのですが、先ほど、一般電気事業者の方がつくったやつは召し上げとか、これに使えると困るというので何らかした方が良いのではという話がありましたが、新電力の方でもどんな方でも良いのですが、例えば、原子力とか大型水力に、お金を出すから、例えば100%関西電力さんが持っている水力というのに、ある程度のお金を払うから10%持ち分をくれとあって、原子力とかで共同で受電をしているようなところがありますから、そうすると、その受電をいくということになると、その分、CO₂はそのお金を出したところって減ることになってしまうので、証書とかでどんどんそのFIT電源で、一般電気事業者の方を持っているやつというのは、その小売的に販売できないということになると、そういうふうに直接、じゃ買わせてくれとかというふうになってしまうから、そういうことも禁止しないと、結局、そのFITの証書のところというのは、何か色々取引禁止とかやっても、金の出し方が変わってしまうだけになるような気がするんですが、そういうことはないんですかね。

○横山座長

どなたへのご質問でしょうか。

○佐藤（悦）オブザーバー

すみません。だから小売に使わないようにしてくれというふうにしても、何か実際は相当、直接取引を、そうすると何か助長するだけで、そういったことまで全部禁止にしないと、結局、無理じゃないかという気がするんですけども、どう考えられますか。

○横山座長

新電力さんのほうは、いかがでしょうか。

どなたでも。それじゃ、まず、佐藤さんのほうからお願いします。

○佐藤（裕）オブザーバー

すみません。まだ、私も完全に整理し切れてはいないのですが、OCCTOの佐藤オブザーバーからいただいたご質問を素直に考えますと、そういった場合であっても何ら状況は変わらず、やはり、非F I Tの電源に由来する非化石価値というものが、そのkWhと別に分離されて取引されるのであれば、その売上の用途は電源の帰属とは別途に考える必要があるのではないかというのが、恐らく私ども新電力に共通した認識ではないかと思っています。

と申しますのも、F I Tであれば、F I Tの交付金という形で社会的なコストとして認識されているものがあり、この取引市場の中での売り上げが、それを減じる一つの方策になっていくという道筋があるのですけれども、非F I Tの場合は、非化石価値の売り上げは明らかに社会的コストの増大するという見え方になるのではないかと思っています。もちろん、それは社会にとって必要なコストかもしれませんけれども、その用途が電源保有者の収入になるとすると、先ほどの秋元先生のお話にやや近いと思いますが、後付けで定義されて価値を認定されたものであるため、私どもから見ると非常に不公平感があるように見える、ということです。

ですので、その所有者が誰であれ、非F I T電源の非化石価値は等しく電源から分離して取り扱うとともに、イコールフットィングで活用できるようにすべきではないかというのが、新電力側の共通認識だと思います。

○佐藤（悦）オブザーバー

わかりました。

そうすると、いかなる場合であってもCO₂価値というのは分離して計算、ないし考慮すべきだというふうにしるということですね。

わかりました。

○横山座長

斉藤さん、どうぞ。

○斉藤オブザーバー

今の東京ガスの佐藤オブザーバーの意見と基本的には一緒なんですけど、我々が、我々というか私です、私がつ極端な例として想定しているのが、こちらの2019年で、非F I Tの非化石価値市場が始まったとしても、実際にそこに玉が出てこない。

それはなぜかという、既に先ほど竹廣さんがおっしゃったような形でのCO₂フリー電気というところで、既に需要家さんに販売されているがゆえ、もう、そこに出す、要は環境価値というのはありませんというような状況になるのはちょっとおかしいのではないかと。

やはり、そういうことがあるのであれば、基本的には今回の議論のベースというのは、環境価値はkWhと、こう切り離してというところなので、そういった視点で今後も議論させていただきたい、という問題意識で私のほうは発言させていただいております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

松村委員、それについて何かございますか。

○松村委員

新電力の方はそういうつもりで言っているのだと思うのですが、2つの点を区別して理解すべきかと思えます。

まず、一つの考え方は、水力発電だとかは、総括原価と地域独占に守られていた時代に、旧一般電気事業者が水系とかを押さえている。もう適地はほぼ開発されていて、今さら大規模な水力発電所を作って参入できない。だからこれはエッセンシャルファシリティ、だから価格を規制すべき、規制価格で、コストベースで供給すべきという考え方。もう1つは、斉藤さんもおっしゃったとおり、小売市場におけるイコールフットィングの話。発電側が苦勞をしてつくったという側面もあるので、発電側がその利益を得るのはいいのかもしれないけれども、それを梃子にして小売市場まで支配力を行使し独占化しようとするのは勘弁してくれ、イコールフットィングが確保されない状況で安易に販売を継続されたら困る、という発想。

例えば全部証書化して、強制プールのような制度を設計すれば、内外無差別になるのかもしれない。その価値の利益、証書の販売収益は、水力発電を持っている事業者が得るとしても、その後の小売はフェアに競争できるようになるのではないか。そういう意味で、小売市場での競争に関して公平性を担保して欲しいという要望。

他方、水力発電所は不可欠施設で、総括原価と地域独占と公益事業者特権に守られて作った競争優位の利益を全部取るのもひどいじゃないか。だから、それはある種の公益電源、不可欠施設とみなして、自由に利益を取ることも制限する、コストベースで供給すべき、というのはまた別の議論。証書から得られる利益を控除したコストベースで供給してくれという議論と、その証書の価格の高低ではなく、自社の小売り部門にだけ安売りして、それを梃子に発電市場の独占力を小売市場にまで拡張しないでくれという議論は別の次元の話。

2つのレベルが全く違うもの、つまり、内外無差別が担保されない状態で自社の小売り部門だけに供給することに対する懸念と、仮に内外無差別でもその卸価格が高すぎれば消費者の利益にならないと言う懸念、そういう2つのレベルの違う議論が混ざっているような気がする。それが頭の中で整理できない原因ではないか。

頭の中でどっちのことを言っているのかを整理すれば、先ほど混乱して、ということをおっしゃったのですけれども、その大部分は解消するのではないかと。

新規参入者も、要求するときには、どっちのレベルのことを言っているのかを自覚しながら整理して主張すれば、そういう混乱はなくなると思いました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

この議論は、「FIT電源由来以外の非化石証書については、2019年に発電された電気相当の非化石証書を市場取引対象とすることを目指す制度設計を進める」と10ページにありますけれども、そのときにまた議論をさせていただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題、一応、スケジュールどおりでございますので、次の議題に進めさせていただきたいと思っております。

「間接送電権の会計上の整理について」ということで、事務局から最後の資料5を、説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、お手元の資料5をごらんください。「間接送電権に関する会計上の整理について」と題する資料を格納しております。

間接送電権に関する議論につきましては、1ページ目をごらんください。10月30日の第13回制度検討作業部会において、議論を行っていただきました。これを踏まえまして、当該取引等に伴う会計上の整理につきまして、事務局から複数の公認会計士に確認を行いました。その結果、以下のような整理が適当と考えられるとの見解をいただきましたので、ご紹介いたします。

間接送電権は、電気の売り・買い取引の実行を前提として市場間値差を受け払いするものであり、JEPXの卸電力取引、現物取引における市場間値差精算処理に参加することに対する対価と位置づけられる。

これを踏まえれば、間接送電権に関する経済取引は、電力財との一体の取引と整理できることから、金融商品会計基準の対象外、つまり、デリバティブ取引には該当しないと考えることが適当という見解をいただいております。

以上、事務局からご報告させていただきます。

○横山座長

何か、この今のご説明に、特にご意見ございましたら。

曾我委員からお願いいたします。

○曾我委員

意見というよりも質問なのですが、最後の米印のただし書きのところ、「金融商品会計に関する実務指針の規定のとおり」との記載について、「将来予測される仕入等を目的として行われる取引であることが、具体的に明確に記載され、会社として職務権限に基づく社内ルールに従い当該文書が承認プロセスを経ていること等が必要である」という条件が付されている点に関してです。間接送電権はJEPXで発行されて取引される前提と理解しておりますが、この「具体的に明確に記載され」というところと「当該文書が」というところが何を想定されているのかの点についてお伺いできればと思った次第です。

○鍋島電力供給室長

詳細はまた確認して、違いましたらまたご報告することになりますけれども、基本的にはこういう、確かにJEPXではそういうルールになっておりますけれども、こうした「将来予測される仕入、売り上げまたは消費を目的として行われる取引であること」ということに基づいて、意思決定がされているというふうになっていけばよいということだと思います。

それとまた異なったようなことで取引が行われていると、この公認会計士と相談した整理の対象外になるということだと理解しております。

ですから、その具体的な文書の形がどうこうというよりは、実質面が重要であるというふうに理解しております。

○横山座長

よろしゅうございますでしょうか。

佐藤さん、どうぞ。

○佐藤（裕）オブザーバー

1点質問でございますけれども、以前、こちらで間接送電権のお話がありましたときに、その発行量は連系線の空き容量が上限ということで整理されていたかと思えます。

こちらの文書を拝見いたしますと、基本的には取引として売り、買い、ともに約定していれば、現物取引として認定されるようにも読めるのですが、連系線の空き容量との関係については、どのように理解すればよろしいでしょうか。

○鍋島電力供給室長

この公認会計士等の方々と議論した際には、そういう送電線の空き容量の範囲内で行うというふうなことは議論をしております。

一方で、前回のこの間接送電権の議論でも行いましたけれども、先々、そのニーズなどを反映

しまして、大幅に、例えば今制限がかかっているものについて、例えば現物取引と必ず結びついていかなければいけないということについても見直す可能性があるというふうなことについても、ご説明したところでございます。

今回の公認会計士の方々からのこの見解につきましては、この間議論を行いましたこの当面行うもの、したがって、そういう連系線の容量の範囲内で行うというような一連の、当面行う制度に基づいて、こういう、この見解をいただきました。

ですから、この見解の圏外に書いてありますこととしましては、そういうものとはまた異なったスキームが想定される場合には、また違った見解があり得るというふうなことだと理解しております。

○佐藤（裕）オブザーバー

ありがとうございます。

○横山座長

ほかにご質問等ございましょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

本日もたくさんご議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、最後に事務局より、今後のスケジュールについてお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

次回の開催につきましては、日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

○横山座長

それでは、これをもちまして、第15回の制度検討作業部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

—了—